

大阪市立鯉江小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「心豊かにたくましく生きる鯉江っ子」の育成のために「鯉江小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校づくりを徹底するための取り組み

- ・人権教育推進計画に基づき、人権教育の充実を図る。

（自尊感情を高め、自他共に認めあえる集団づくりを進める。）

- ・道徳教育の深化充実を図る。

（心豊かな心を育てる指導の充実を図り、人間尊重の意識をさらに向上させる。）

- ・体験活動の充実を図る。

（勤労奉仕に関する活動を重視し、人は人との繋がりの中で今の自分たちの生活が成り立っていることを理解し、助け合い協力し合う心情を向上させる。）

② いじめの防止・早期発見のための取り組み

- ・日々の様子の把握（主として学級・特支担任）
- ・教育相談（主として管理職・生活指導部長・養護教諭）
- ・カウンセリング（主としてスクールカウンセラー・養護教諭）
- ・アンケート調査の実施（毎学期）

③ 家庭・地域・関係諸機関との連携した取り組み

- ・啓発資料や情報の発信
- ・区役所・地域との共催人権研修会の開催
- ・学校協議会、地域民生委員

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

①学習規律の確立や配慮を要する児童生徒への対応で重要な点

- ・学校は「様々な学習の場」であることの意義づけを、日常的に児童にも保護者にも意識の向上が図れるように努める。
- ・教職員の共通理解を徹底し、授業や学習の規律をはじめ、学校の秩序づくりを徹底する。

②相互公開授業等「わかる授業」づくりにおける具体的な取組

- ・習熟度別少人数指導の充実を図り、個人に寄り添った学習を進める。
- ・教材研究を深め、教材づくりやICT機器活用などの工夫を徹底する。

④指導力の向上に関する取組

- ・校内研究をはじめ、新任研修、学力向上推進事業、5年次・中堅研修等の取り組みの充実を図る。
- ・相互参観研修週間等を活性化し、互いの授業力・指導力の向上に努める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

①一人一人が活躍できる活動を充実させるための取組

- ・春の遠足、修学旅行、林間学習、遠足等で活躍の場を多く設ける。
- ・学習意欲を向上させるための作品展、学習発表会等を軸にして、日常的な教育活動の中での一人一人のがんばりを全体の場で賞賛する。

②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

- ・儀式的行事を通して厳粛な雰囲気を理解させる。
- ・運動会、健康安全、日常的な体育学習等体育的スポーツ的行事を通して運動遊びの日常化を図る。
- ・児童会を中心にあいさつ運動の推進を行う。
- ・ふれあい集会等たてわり活動の充実を図る。

③児童を認め、ほめる指導を充実させるための取組

- ・勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに奉仕の精神とボランティア精神の育成

を図るため、クリーンアップ活動のピカピカ大作戦等勤労生産奉仕的行事を行う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組

- ・道徳教育での指導の内容を工夫し取組を充実させることにより道徳的判断力の育成に努める。

② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

- ・各教科等の指導を通して、命や互いを思いやることの大切さを実感させていくように指導内容を構築する。

③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

- ・教育活動全体を通して、「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるよう適宜指導していく。

④ 情報モラルに関する取組

- ・情報教育の場面を中心に、情報モラルについて十分留意させていくように指導していく。スマホ・携帯安全教室なども活用しながら、インターネットや携帯電話を利用したいじめは重大な人権侵害であり、不適切なサイトの書き込み等の注意についても認識させる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童観察の充実と情報の共有化について

- ・日々の学年打合せ会において児童観察の様子を共有し、早期対応を行う。

② 変化の記録（5W1H）

- ・変化の記録は5W1Hを基本に行うこととし、現象面だけを捉えるのではなく当該児童の気持ちをしっかりと把握していくよう留意する。

③ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施

- ・アンケート調査を学期ごとに実施し、いじめの実態把握に努める。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、その活用が十分実施できよう体制を整える。

④ 部機関との連携

- ・関係する部機関との連携を強化する。管理職を窓口として日々の情報交換に努めていく。

⑤ いじめ相談窓口の周知

- ・プリント配布・学校 HP 掲載等により、いじめ相談窓口等の外部機関があることを各家庭に周知する。
- ・より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTA や地域に啓発し、連携を強化する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制

- ・早期の疑わしい段階において、必ず管理職・生活安全部長へ報告するとともに、委員会メンバーと情報を共有する。

② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり

- ・各教職員がそれぞれの役割（被害児童の尊厳の回復、人権の尊重、保護者との連携、加害児童の指導等）において問題解決を図り、全体として多面的なアプローチとなるように取り組んでいく。

③ 被害児童の保護、加害児童への指導

- ・早期の疑わしい段階において被害児童の保護を行うことを第一義とするとともに被害児童の利益を優先しながら加害児童への指導を行う。

④ 警察などの関係機関との連携

- ・いじめ事案の状況に応じて警察等の関係機関との連携を行うこととする。

⑤ 家庭・地域との連携

- ・家庭・地域との連携については日常的に密に行う。家庭訪問を中心に展開していくことを基本とする。

⑥ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

- ・ネット上のいじめ事案が発生した場合は『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用して早期改善に努める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生活指導対策委員会(不登校・いじめ等)

① 学校内の組織

校長 教頭 生活指導部長 教務主任 学年主任 特別支援学級主任
学級担任

養護教諭

② 役割

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【調査等】

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ② 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（適宜）

【研修会】

- ・人権教育実践研修会 年1回（11月）
- ・人権部会 年11回

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を適宜行うこととする。
- ・学校協議会への提案・協力体制を整え、連携を密にする。
- ・委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請も事案の必要に応じて行う。

(3) 取組内容の検証

- ・P D C Aサイクルを活用し、いじめ事案の解決と再発防止に努めるとともに、「運営に関する計画」との関連付けを意識していくように配慮する。
- ・取組評価アンケートを実施し、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法に寄与するように努める。

7. 重大事案への対処

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ・学校の対応の留意点として、「隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化」の原則を設定し徹底する。
- ・重大事案については調査組織（教育委員会の指示によっては第三者の参加による）を設置し、事実関係の明確化について最大限の努力を行う。
- ・被害児童及びその保護者への適切な情報提供については管理職が誠意をもって行うこととする。
- ・教育委員会への報告については管理職が行い、適宜指導を受けながら対処していく。

※ いじめ発見の際の流れ



訴え・相談気付き

学級担任等による聞き取り

管理職・学年主任・生活指導部長等に報告

いじめ対策委
指導方針の決

被害児童への
加害児童への

被害児童・加害児童
の保護者への連絡

学級・学年等での
全体指導